

名古屋市上下水道局土木工事用資材の製作者登録要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、名古屋市上下水道局（以下「当局」という。）が施行する土木工事（工事請負者が施行する工事を含む。以下「工事」という。）を適正かつ円滑に行うとともに当局の施設の維持管理を効率的かつ安全に行うため、工事において標準的・経常的に使用する資材（以下「工事用資材」という。）に係る製作者登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水道用資材 水道の工事に使用する工事用資材をいう。
- (2) 下水道用資材 下水道の工事に使用する工事用資材をいう。
- (3) 品目指定 工事用資材のうち、良好な品質の確保等の観点からその製作者を登録する必要があるものを指定することをいう。
- (4) 指定品目 品目指定を受けた工事用資材をいう。
- (5) 製作者登録 指定品目の製作者のうち、製作する指定品目の品質が工事に使用するものとして適当であると上下水道局長（以下「局長」という。）が認める者を登録することをいう。
- (6) 登録製作者 製作者登録を受けた者をいう。
- (7) 登録製品 登録製作者が製作する指定品目をいう。

(工事で使用する資材)

第3条 工事において指定品目を使用する場合には、登録製品の中から用途に応じたものを使用するものとする。ただし、大規模な災害その他のやむを得ない事情によりこれによることができないときは、この限りでない。

(品目指定)

第4条 品目指定は、局長が行う。

- 2 局長は、指定品目について、別途一覧表を作成し公表する。
- 3 局長は、指定品目について、必要に応じて見直しを行うものとする。

(技術仕様)

第5条 指定品目の技術上の仕様については、土木工事共通仕様書（共通編）、土木工事共通仕様書附属書（水道編・下水道編）、標準構造図（水道編・下水道編）等に定めるところによる。

(製作者登録)

第6条 局長は、この要綱に定めるもののほか水道用資材の製作者登録にあつては名古屋市上下水道局水道用資材の製作者登録要領（以下「水道用資材要領」という。）、下水道用資材の製作者登録にあつては名古屋市上下水道局下水道用資材の製作者登録要領（以下「下水道用資材要領」という。）に基づき製作者登録を行うものとする。

- 2 局長は、登録製作者について別途一覧表を作成し、これを公表する。

(製作者登録の制限)

第7条 局長は、次の各号のいずれかに該当する者については、製作者登録を行わないことができる。

(1) 不渡り手形の発行等、経営及び信用の状況が著しく悪化していると認められる者

(2) 前号に掲げる者のほか登録製作者として不適當であると認められる者

- 2 局長は、次の各号のいずれかに該当する者については、その事実があった日から2年間を限度として製作者登録を行わないことができる。

(1) 工事用資材の納入に関し、事故又は不正行為があつた者

(2) 納入した資材に関し、登録製作者の責に帰すべき事由により当局に損害を与えた者

(3) 製作者登録に関し虚偽の申請をした者

(登録申請)

第8条 第6条に規定する製作者登録を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、土木工事用資材登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）を局長に提出しなければならない。

- 2 登録申請書には、水道用資材の製作者登録にあつては水道用資材要領、下水道用資材の製作者登録にあつては下水道用資材要領に定める書類を添付するものとする。

（製作者登録の通知）

第9条 局長は、前条第1項の規定による申請（以下「登録申請」という）について、製作者登録を行ったときは、土木工事用資材の登録について（様式第2号）により、その旨を当該登録申請に係る申請者に通知するものとする。

- 2 局長は、登録申請について、製作者登録を行わないものと認めたときは、土木工事用資材の不登録について（様式第2号の2）により、その旨を当該登録申請に係る申請者に通知するものとする。

（変更申請）

第10条 登録製作者は、主たる事務所の所在地、商号・名称、連絡先又は添付書類の記載内容に変更が生じたときは、遅滞なく土木工事用資材変更登録申請書（様式第3号。以下「変更申請書」という。）を局長に提出しなければならない。

- 2 変更申請書には、第8条第2項の規定により添付した書類のうち内容に変更があつたものを添付しなければならない。

（変更登録の通知）

第11条 局長は、前条第1項の規定による申請（以下「変更申請」という。）について、当該申請に係る製作者登録の内容の変更（以下「変更登録」という。）を行ったときは、土木工事用資材の変更登録について（様式第4号）により、その旨を当該変更申請に係る申請者に通知するものとする。

- 2 局長は、変更申請について、変更登録を行わないものと認めたときは、土木工事用資材の変更登録の不登録について（様式第4号の2）により、そ

の旨を当該変更申請に係る申請者に通知するものとする。

(製作者登録の辞退)

第12条 登録製作者は、その製作者登録に係る指定品目の製造を中止し、若しくは廃止し、又は製作者登録の辞退をするときは、遅滞なく土木工事用資材製作者登録辞退届（様式第5号）を局長に提出しなければならない。

(製作者登録の取消し)

第13条 局長は、登録製作者が次の各号のいずれかの事由に該当するときは、その製作者登録を取り消すことができる。

- (1) 第4条第3項の規定による見直しにより品目指定を取り消したとき。
- (2) 第7条第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当することとなったとき。
- (3) 水道用資材の製作者登録にあつては水道用資材要領、下水道用資材の製作者登録にあつては下水道用資材要領に定める要件に適合しなくなったとき。
- (4) 登録製作者の製作した製品の使用により当局施設の維持管理において不具合が生じたとき。
- (5) 変更申請を怠ったとき。

2 局長は、前項の規定により製作者登録を取り消したときは、土木工事用資材の登録抹消について（様式第6号）により、その旨を当該取り消しに係る登録製作者に通知するものとする。ただし、登録製作者が倒産、廃業等通知を受けることができない場合を除く。

(庶務)

第14条 この要綱に係る事務は、計画部技術管理課において処理する。

附 則

- 1 この要綱は、平成18年9月8日から施行する。
- 2 水道用資材の製作者登録に関する要領（平成14年4月1日局長決裁）は、

廃止する。

- 3 この要綱の施行日前に製作者登録を受けた製造業者は、引き続きこの要綱による製作者登録を受けている者とみなす。

附 則

この要綱は、平成19年1月11日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成19年6月1日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成20年3月18日一部改正する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

土木工事用資材登録申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市上下水道局長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の職名及び氏名

下記製品について土木工事用資材の製作者登録を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付種類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 申請品名

2 添付書類

3 連絡責任者

氏 名	
所属部署	TEL

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

土木工事用資材の登録について（通知）

年 月 日付で、貴社から申請がありました下記製品については、審査の結果、製作者として登録しますので通知します。

記

1 登録品名

2 登録有効期間

年 月 日から

年 月 日まで

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

土木工事用資材の不登録について（通知）

年 月 日付で、貴社から申請がありました下記製品については、審査の結果、下記の理由により、登録できませんので通知します。

記

- 1 申請品名
- 2 不登録理由

土木工事用資材変更登録申請書

年 月 日

（あて先）名古屋市上下水道局長

申請者 住 所
商号又は名称
代表者の職名及び氏名

土木工事用資材の製作者登録内容を変更しますので、関係書類を添えて申請します。

この申請書及び添付書類のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録品名

2 変更内容

3 添付書類

4 連絡責任者

氏 名	
所属部署	TEL

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

土木工事用資材の変更登録について（通知）

年 月 日付で、貴社から申請がありました登録内容の変更について、審査の結果、変更登録をしますので通知します。

記

1 変更事項・品名

2 変更登録内容

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

土木工事用資材の変更登録の不登録について（通知）

年 月 日付で、貴社から申請がありました登録内容の変更について、審査の結果、下記の理由により、変更登録できませんので通知します。

記

- 1 申請品名
- 2 申請変更内容
- 3 不登録理由

土木工事用資材製作者登録辞退届

年 月 日

（あて先）名古屋市上下水道局長

申 請 住 所
商号又は名称
代表者の職名及び氏名

土木工事用資材の製作者登録を辞退したいので、関係書類を添えて届出します。

この届出のすべての記載事項は、事実と相違ないことを誓約します。

記

1 登録品名

2 登録辞退内容

3 連絡責任者

氏 名	
所属部署	TEL

年 月 日

様

名古屋市上下水道局長

土木工事用資材の登録抹消について（通知）

下記製品については、製作者登録を抹消しますので通知します。

記

- 1 登録抹消品名
- 2 登録抹消理由